

吉川医院キッズケアルーム 予約の流れ

診察日	利用希望日	保護者	キッズケアルーム
平日	当日の利用を希望	診察前にキッズケアルームに予約の連絡をお願いします。 電話は午前7時55分から受付いたします。 診察後、入室許可が出れば必要書類を記入して入室してください。	利用時間等確認させていただきます。
	翌日の利用を希望	診察後にキッズケアルームに予約の連絡をお願いします。 留守番電話に切り替わっている場合は午後7時30分までに録音してください。 午後7時30分以降は留守電に録音いただいても予約の確定はできません。午後7時30分までに録音ができなかった場合は利用当日の朝7時55分以降にキッズケアルームに電話で利用可能かどうかをお問い合わせください。	利用時間等確認させていただきます。 午後7時30分までに留守電に録音された方にはこちらから確認の連絡をさせていただきます。
金曜夜診	月曜日の利用を希望	原則月曜日の予約の確定はできません。 (インフルエンザ、流行性耳下腺炎、水痘の場合のみ予約をお受けしますので午後7時30分までに留守番電話に録音してください。)	(午後7時30分までに留守電に録音された方にはこちらから確認の連絡をさせていただきます。)
土曜日	月曜日の利用を希望	月曜日の予約の確定はできません。 週末様子を見ていただき、病状に変わりがなく利用を希望される場合やインフルエンザ、流行性耳下腺炎、水痘で必ず利用を希望される場合は月曜日の午前7時55分以降にキッズケアルームに電話でお問い合わせください。	
診察日から日をあけての利用を希望		診察時に入室許可書を受け取っている方は利用日前日の午前8時30分から利用の受付が可能です。 入室許可書をお持ちでない場合は病名、隔離の要・不要がわからないので予約をお受けすることができません。まずは吉川医院外来受付(0744-22-0174)にお問い合わせで病名等を確認のうえ、キッズケアルームにご連絡ください。	

★留守番電話に録音していただく内容は〔①利用されるお子さんのお名前 ②年齢 ③病名 ④隔離の要・不要〕です。

※ 病名、隔離の要不要は入室許可書に記入されています。病名がわからない時は、病院受付で確認してください。

★入室時に必要な書類…病院の受付向かって左側のボックスに置いてあるのでご利用ください。

【檀原市・高市郡在住で住民税課税世帯の方】

- 入室許可書
- 病状連絡票・与薬依頼票
- 檀原市病児保育事業利用申込書（印必要）
- 登録されていない方のみ
病児保育事業利用登録申込書

【檀原市・高市郡在住で住民税非課税世帯の方】

- 入室許可書
- 病状連絡票・与薬依頼票
- 檀原市病児保育事業利用申込書（印必要）
- 檀原市病児保育事業利用料免除申請書（印必要）
- 登録されていない方のみ
病児保育事業利用登録申込書

【檀原市・高市郡以外の市町村在住の方】

- 入室許可書
- 病状連絡票・与薬依頼票
- 登録されていない方のみ
病児保育事業利用登録申込書

★定員が一杯になり次第お断りすることがありますのでご了承ください。

★土曜日の利用（8時～12時）は、前日に当院を受診し予約の連絡をいただいた方のみ可能です。

吉川医院キッズケアルーム電話番号 0744-21-0171

（キッズケアルームからの連絡は090-9090-0709になります）